

第六十一号議案

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年六月六日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
江戸川区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月江戸川区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第二条を次のように改める。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第二条 法第三十四条第二項及び第四十六条第二項の規定による条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の定めるところによる。

第三条及び第二章から第四章までを削る。

付則第二条から第五条までを削り、付則第一条の見出し及び条名を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成二十六年内閣府令第三十九号）の改正に早期に対応するとともに、江戸川区における独自基準の有無を明確化するため、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。